

令和7年度後期高齢者 医療保険料のお知らせ

このお知らせが届いた方は、令和7年度の保険料について、7・8・9月は普通徴収（現金または口座振替による納付）で納めていただきます。

年金天引きの要件に該当する方は、10月から特別徴収に切り替わります。（手続きは不要です）

令和7年度の保険料の金額と納付方法は、7月中旬にお送りする「保険料額決定通知書」でお知らせします。

■令和7年度保険料の徴収方法

徴収期別	徴収方法
4～6月	徴収はありません
7月	普通徴収
8月	普通徴収
9月	普通徴収
10月～ 令和8年3月	普通徴収または特別徴収

令和7月10月以降の徴収方法は、7月中旬にお送りする「保険料額決定通知書」でお知らせします。

※令和6年12月3日～令和7年2月2日に75歳になった方は、8月から特別徴収（年金天引き）を開始する場合があります。この場合、7月から9月までの普通徴収はありません。該当する方には別途お知らせをお送りします。

年金天引きの要件（10月以降、納付方法が年金天引きとなる方）

次の①②の両方に該当する方は、法令により保険料が年金天引きされます。

- ①新潟市の介護保険料が年金から天引きされている
- ②後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が、介護保険料が天引きされている年金の受給額の2分の1を超えない

■年金天引きに関するよくある質問と回答

年金を一定額以上受給しており、「年金天引きの要件」と満たしていると思うが、年金天引き（特別徴収）にならないのはなぜか。

複数の年金を受給している場合、特別徴収が行われる年金の優先順位が定められており、いずれか一つの年金から特別徴収を行います。

老齢基礎年金を受給している方は、老齢基礎年金の優先順位が最も高いため、老齢基礎年金の受給額で特別徴収ができるかを判定します。

そのため、受給している年金の総額が多い方でも、年金天引きの対象とならない場合があります。

書類の送付先を変更したい場合

区役所の区民生活課（中央区は窓口サービス課）で手続きができます。

手続きの際は次の書類が必要です。

- 申請者の本人確認書類
 - 送付先の変更を希望する方の保険証または資格確認書
 - 送付先として設定する方の住所がわかる本人確認書類
- ※成年後見人または入所する施設・病院へ送付先を設定する場合や、登録済みの送付先を変更する場合は、別途書類が必要になります。詳しくはお問い合わせください。

大切なお知らせが確実に届くよう、ぜひご活用ください。



保険料の納付は口座振替のご利用を

毎月 20 日までの申し込みで、翌月末分から振替開始となります。

※7月末の普通徴収分から口座振替としたい場合、6月20日までに申し込んでください。

口座振替の手続き

次のいずれかの窓口で手続きをしてください。

●金融機関

必要なもの 保険証（または資格確認書）、通帳、通帳届出印、口座振替依頼書

●区役所・出張所

必要なもの 保険証（または資格確認書）、取扱金融機関のキャッシュカード（ICキャッシュカード、代理人カード、家族カードなど、一部お取り扱いできないカードがあります）

※手続きには、カードの暗証番号が必要です。

※取扱金融機関など、詳しくはお問い合わせください。

◆国民健康保険料の納付で登録している口座は、後期高齢者医療保険料には引き継がれません。改めて登録が必要です。

※配偶者または世帯主の口座からの引き落としもできます。この場合の社会保険料控除は、口座名義人の方に適用されます。これにより、世帯全体の所得税や住民税に影響が生じる場合があります。

※口座振替登録をしても、年金天引きの要件に該当する方は、年金天引きが優先されます。徴収方法を年金天引きから口座振替に変更したい方は、下記の申請が必要です。

特別徴収中止申請（徴収方法を年金天引きから口座振替に変更する）

口座振替登録をした人は、申請をすることで、年金天引きの要件に該当する場合であっても徴収方法を口座振替とすることができます。

申請方法 区役所の区民生活課（中央区は窓口サービス課）に所定の申請書を提出してください。

※金融機関で口座振替の登録を新規に行った方は、「口座振替依頼書」の本人控えが必要です。

※10月以降の年金天引きを停止したい場合、7月18日までに申請してください。

※未納保険料があると、特別徴収の中止に応じられない場合があります。

後期高齢者医療保険料の Q & A

私は、75 歳になり後期高齢者医療保険料を支払っていますが、国民健康保険料も別に納めています。両方とも払わなければいけないのでしょうか？

後期高齢者医療制度の加入者になると、これまで加入していた健康保険は脱退となり、お一人ずつ後期高齢者医療保険料を納めていただくことになります。

国民健康保険料は、世帯主が納付義務者となります。世帯主が後期高齢者医療制度に移行し、国民健康保険加入者でなくなった場合でも、世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、その方の国民健康保険料は、世帯主の方が納めなければなりません。（国民健康保険料には、後期高齢者医療制度加入者の保険料は、含まれていません）

普通徴収の保険料通知書は、7月まで来ないとのことですが、私は6月に県外に転出する予定です。転出までの保険料はどうしたらよいですか？

新潟市から他の市町村へ転出される場合は、令和7年度分の保険料のうち4月から転出するまでの期間に応じた後期高齢者医療保険料を新潟市に納めていただく必要があります。

7月に保険料の通知書を郵送しますので、清算をお願いします。

【お問い合わせ先】

区 役 所	担 当 課	電 話 番 号
北 区	区 民 生 活 課	0 2 5 （ 3 8 7 ） 1 2 8 5
東 区	区 民 生 活 課	0 2 5 （ 2 5 0 ） 2 2 7 5
中 央 区	窓口サービス課(4階)	0 2 5 （ 2 2 3 ） 7 1 5 4
江 南 区	区 民 生 活 課	0 2 5 （ 3 8 2 ） 4 2 4 1
秋 葉 区	区 民 生 活 課	0 2 5 0 （ 2 5 ） 5 6 7 7
南 区	区 民 生 活 課	0 2 5 （ 3 7 2 ） 6 1 3 7
西 区	区 民 生 活 課	0 2 5 （ 2 6 4 ） 7 2 5 4
西 蒲 区	区 民 生 活 課	0 2 5 6 （ 7 2 ） 8 3 4 0